

〈3〉 欧州、米国、豪州での追加的対内投資規制の動向

CISTEC 事務局

新型コロナのパンデミックによる混乱で、経済活動が深刻な停滞を来し、株価の大幅下落等を踏まえて、欧米豪等の諸国は自国企業に対する M&A の対内投資規制を強化した。

3 月頃までの動向については、以下の記事を参照されたい。

◎経済危機下での EU、豪州等の緊急的な企業買収防止措置

—コロナ禍による資産価格急落で中国の買収活発化を警戒

(CISTEC ジャーナル 2020 年 5 月号所収)

ここでは、EU、豪州の動きを紹介したが、その後も更に一段の強化の動きが続いているので、それらを紹介することとする。

1. 20 年 3 月頃まで EU、豪州の動き

前号の上記記事から、EU と豪州の動きを抜粋する。

■ EU が域外からの買収防止のための厳格措置を要請／ガイドラインを公表

EU では、外国からの投資規制に関する各構成国の国内法が不統一であることを前提として、構成国間の情報共有を中心とした協力関係

の強化を目的とする欧州議会及び理事会の規則が 2019 年 3 月に制定され、同年 4 月に施行された。

同規則は、独仏伊のイニシアティブにより成立したものだが、EU 各国は同規則に基づいて立法化作業を行ってきている。しかし、まだ制度整備がなされた国は極めて少ない。そういう中で、今回のコロナウイルスによる経済危機を迎えた。

EU 委員会のフォン・デア・ライエン委員長は、今回のコロナウイルス問題による経済的危機によって、欧州諸国の重要な資産・技術が海外からの買収により流出することに強い警戒感を持ち、3 月 25 日に、EU 加盟国に対し、特に健康、医学研究、重要インフラなどの分野での外国投資のスクリーニングを強化するよう要請した。

また、EU の指導者に向けられるガイドライン(「現在の危機下で重要な欧州の資産と技術を保護するためのガイドライン」※)を公表し、外国投資を調査するためのメカニズムを欠いている国にそれを整備するよう要請し、加盟国は、危機によって「重要な資産と技術の損失」を引き起こさないことを確実にするために警戒を強め、使えるすべてのツール(黄金株を含む)を動員するよう呼びかけた。

※ <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/>

detail/en/IP_20_528

■豪州が、少額案件も含め全投資案件の審査を義務付け

豪州政府は今後、海外からの全投資案件について規制当局の審査を義務付けた。審査期間も従来の1カ月から最大半年まで引き延ばした。

今後、一定期間は投資金額にかかわらず、海外からの全ての投資案件について、投資の可否を判断する審査を外国投資審査委員会（FIRB）に義務づけた。従来は金額が低ければ、当局の審査は要らなかった。

今回の審査基準の変更について、フライデンバーグ財務相は3月末、株価急落で、海外から不当な買いたたきを防ぐべく「豪州の国益を守るための一時的な変更だ」と語った。ただ、一時的というだけで明確な期限は示さず「豪州は今後も外国投資を歓迎する」などと述べるにとどめた。

従来、豪州は外資の受け入れに寛容なことで知られてきた。例えば、中国を含む自由貿易協定（FTA）締結国からの投資については、国防や交通インフラ、通信など重要産業でさえ、投資額が2億7500万豪ドル（約180億円）以下の案件なら、審査は不要だった。その他の産業でも原則、11億9200万豪ドル（約770億円）以下の案件なら、審査は不要としていた。こうした点に目を付けたのが中国。豪州の優良案件を中心にピークの16年前後には3兆円近い資金（認可ベース）を投じた。資金は不動産、食品、インフラなど幅広い分野に一気に流れ込んだ。（以下略）（日経新聞 2020年4月10日付を要約）

2. EU ガイドラインを受けたEU 主要国の動き

第7回産業構造審議会 通商・貿易分科会（2020年5月26日開催）での「貿易管理をめぐる最近の動向と課題」より抜粋する。

■ドイツ

- ・投資スクリーニング強化に向けた対外経済法施行令改正案（5/20 ドイツ連邦政府閣議決定）
- ・審査対象とする業種について、通信インフラ運営関係、医療用防護服関係、医薬品関係、医療機器関係の業種を追加。

■フランス

- ・投資スクリーニングの強化（4/29 フランス経済財政省発表）
- ・ワクチン開発に関係する「バイオテクノロジー」を恒久的に審査対象に追加（4/27 発効）
- ・本年末までの時限措置として、審査対象の取得議決権の閾値を25%から10%に引下げ（本年後半発効予定）

■イタリア

- ・ゴールデン・パワー法に基づく投資スクリーニングを強化する緊急政令（4/6 イタリア政府閣議決定）
- ・国防、運輸、通信、エネルギーとされる対内投資の審査対象に、食品、金融、保険、保険医療の追加

EUの対内投資面での警戒は、中国による「爆買い」だけでなく、米国による欧州のヘルスケア関連企業の買収も念頭にある（ドイツが米政府に対し、新型コロナの有望なワクチン技術をもつ独バイオ医薬品企業キュアバク（CureVac）を取り込もうとしていると非難した）。

3. 米国における追加的規制強化

—事前申告義務対象を大幅拡大（特定27産業分野との限定を廃止）

(1) 本年2月のFIRRMAの本格施行

米国では、FIRRMA（外国投資リスク審査現代化法）が2018年8月に国防権限法2019に組み込まれる形で成立し、同年11月に、先行実施暫定規則（パイロットプログラム）が施行された。同プログラムでは、特定27産業分野の重大技術（“critical

technology”）に關与する米国ビジネスへの買収等の投資及び支配を及ぼさない小規模投資行為の一定のものが先行して規制されることになった（事前届出が義務化）。

本年2月に、完全施行のための下位規則最終版が施行され、FIRMAが本格施行されることとなった。その下位規則では、先行実施暫定規則（パイロットプログラム）での重要規定のほとんどが取り入れられた。

（2）本格施行から僅か3ヶ月後の重要な改正

ところが、本格施行から約3ヶ月を経過した5月21日に、新たな下位規則改正案が公表された。

これは、現行規則では、CFIUSへの事前申告が義務付けられる投資の一つとして、「特定27産業分野における重要技術に關する一定の投資」が規定されているが、本規定につき、「特定27産業分野における」という限定を廃止し、「重要技術に關する投資であって、当該重要技術を当該投資者へ輸出したならば、米国政府の許可が必要になるであろう場合の内の一定の投資」も事前申告義務対象とする改正案である。

ここで、「重要技術」とは、原則として輸出許可が必要になる技術であるので、本改正が施行されると、事前申告義務対象投資範囲が大幅に拡大することになる（6月22日までパブコメ募集）。

輸出管理と対内投資管理とがより一層連動することになる。

4. EUにおける追加的規制強化

一外国政府の補助金による市場歪曲的買収の禁止・是正措置の導入

欧州委員会は、外国政府補助金による市場歪曲の是正についての方針・提案を、6月17日に公表した。

これは、外国政府補助金による市場歪曲の是正を図るためのものであり、企業買収や公共入札等における是正措置が定められている。9月23日までパブコメを受け付け、その検討結果を踏まえ、法制化する予定とのことである。

◎欧州委員会プレスリリース

<https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/>

[ip_20_1070](#)

↓

◎欧州委員会報告書

https://ec.europa.eu/competition/international/overview/foreign_subsidies_white_paper.pdf

以下、概要を紹介する。

■欧州委員会の、外国政府補助金による市場歪曲の是正についての方針・提案

（1）外国政府の助成金による歪曲的影響を捕捉・是正するための一般的措置（モジュール1）

これは、外国政府の助成金が市場歪曲を引き起こす可能性がある全ての状況を捕捉するための一般的な市場精査手段の確立を提案するもの。

EU加盟国政府又は欧州委員会は、EU内の企業が外国政府からの助成金の恩恵を受けていることが判明した場合、賠償金の支払いや改善対策実施等の是正措置を命じることが出来るものとする。

ただし、助成金による活動又は投資に、市場歪曲を上回るプラスの効果がある場合は、この限りではない。

（2）外国政府の助成金によるEU企業買収促進の是正措置（モジュール2）

本モジュール2は、上記のモジュール1を補完するもの。

外国政府の助成金を受けている企業がEU企業の買収において不当に有利にならないようにするためのもの。

非EU政府の財政支援を受けている企業は、一定のEU企業買収につき、その事実を欧州委員会に事前に通知しなければならず、欧州委員会による調査が終了するまでは、買収手続を完了することが出来ない。

もし、欧州委員会が、当該買収が外国政府の助成金により促進され、市場を歪曲していると認定した場合、歪曲是正措置実施又は買収禁止を命じることが出来る。

ただし、助成金による買収に、市場歪曲を上回るプラスの効果がある場合は、この限りではない。

(3) 外国政府の助成金による EU 公共入札手続の歪曲・不公平の是正措置（モジュール 3）

公共入札において、外国政府の助成金を受けている者は、その助成金が無ければ出来ないような、市場価格未満、コスト割れの価格での応札及びそれによる不公平な契約獲得が可能になりうる。

そこで、公共入札における応札者は、外国政府の財政支援を受けている場合は、その事実を公共入札当局に事前に通知しなければならない。

公共入札当局は、当該財政支援が公共調達を不公平なものにしているかどうかを評価し、その認定をした場合は、当該応札者を入札手続から排除する。

(4) 外国政府の助成金による EU 資金援助申請手続の歪曲・不公平の是正措置

（注）モジュール 4 とは名付けられていない。

EU 資金援助申請手続においても、外国政府の助成金を受けている申請者が不公平に有利にならないように、上記（3）と同様の手続を採るべきである。

また、EIB（欧州投資銀行）や EBRD（欧州復興開発銀行）のような EU 予算でサポートされているプロジェクトを実施している国際金融機関も同様の手続を実施するべきである。

欧州委員会は、これらの考え方に基づいて、中国政府から助成金、支援措置を受けているとして、中国国営企業等に対して反ダンピング関税を課した（6月12日）。

この事案は、中国国営企業の China National Building Materials Group Corp (CNBM) 及びそのエジプト 2 子会社が、中国政府からの助成金・財政支援によりガラス繊維織布（風力タービンのブレード、ボート、トラック、スポーツ用品など、幅広い用途がある）を不当廉価で EU で販売してシェアを拡大したことを理由として、欧州委員会が、反ダンピング税を課したもの。

エジプトという海外の子会社も中国政府からの助成金・財政支援を受けていることを理由として反ダンピング課税を受けた点が、初の措置とのことであ

る。

関税は、アンチダンピング関税と併せて、30.0%～99.7%の関税が適用されるという（ロイター2020年6月16日付）。

5. 豪州における追加的規制強化

ー通信とエネルギー、防衛機器等への審査強化

豪州は3月末に、緊急避難的に、金額・業種を問わず全件審査対象とすることを決定した。その後、通信とエネルギー、テクノロジー、防衛機器製造の企業への投資を対象に年内に法制化し、来年1月1日の施行を目指すと報じられている（ブルームバーグ2020年6月5日付）。

これは、従来、中国を含む自由貿易協定（FTA）締結国からの投資については、

①国防や交通インフラ、通信など重要産業でも、投資額が2億7500万豪ドル（約180億円）以下の案件なら、審査は不要

②その他の産業でも原則、11億9200万豪ドル（約770億円）以下の案件なら、審査は不要
としていた現行制度を改めるものと思われる。